

著作者・出版者・電子図書館間の著作権問題

児玉 晴男[†]

[†]メディア教育開発センター研究開発部 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-12

E-mail: [†] kodama@nime.ac.jp

あらまし 国立国会図書館関西館の開設は、国立国会図書館の電子図書館としての機能を充実させていく象徴的なものであり、利用者へのサービスのための電子的情報資源の蓄積・利用の促進が求められる。また、関西館は、遠隔地からのインターネットによる複写依頼の窓口役にもなるという。この電子的情報資源および複写サービスの対象物は、国立国会図書館に納本される蔵書によって形成される。ただし、この多くは、出版物である。そして、この構図の中には、デジタルコンテンツの蓄積・利用の促進を阻害する著作権問題が集約されていよう。本稿は、著作物・出版物・電子的情報資源間の形成過程を踏まえて、電子的情報資源を蓄積し利用するための合理的な方法について提案する。

キーワード 著作権、著作物、出版物、電子的情報資源、著作隣接権

Copyright Problem between Author, Publisher and Electronic Library

Haruo KODAMA[†]

[†] National Institute of Multimedia Education 2-12 wakaba, mihama-ku, chiba-shi, Chiba, 261-0014 Japan

E-mail: [†] kodama@nime.ac.jp

Abstract The establishment of the Kansai-kan of the National Diet Library is a symbolic consequence for the National Diet Library to strengthen its function as an electronic library. Thus, promotion of accumulation and utilization of electronic information resources is required to provide better services for the users. Another role of the Kansai-kan is to accept copy requests via Internet. The object of electronic information resources and copy services will be works deposited to the National Diet Library. Many of them will be publications. In the above scheme lies the copyright problem that may interfere with the promotion of accumulation and utilization of digital contents. This paper proposes the rational way to accumulate and utilize electronic information resources, taking into consideration the process of formation between works, publications and electric information resources.

Keyword copyright, works, publications, electronic information resources, neighboring rights

1. 課題の設定

著作権問題は、情報技術と社会との関連問題となっている。たとえば、伝統メディアの知的資源のデジタル化、デジタルコンテンツの流通・利用の多様化、デジタルコンテンツの不正コピーといった表現が用いられる。この問題は、著作権の法理からいえば、必ずしも今日的な問題とはいえないが、情報技術のクローン化技術によって顕在化してきた現象といえよう。

著作権問題は、デジタルコンテンツの制作・流通・利用の促進が検討されるとき、その検討の最後に阻害要因としてあげられることが多い。しかし、著作権の法目的からいえば、著作権法が少なくともデジタルコンテンツの流通・利用の促進を阻害するという関連づけは適切ではない。

ところで、この著作権問題は、二つの課題解決のアプローチが混在して生じていよう。その二つのアプ

ロチとは、「順問題」および「逆問題」として、著作権問題をとらえることによっている。そして、今日的な著作権問題は、情報世界と現実世界との界面で生じるコンテンツの電子的な複製に関するルールの整備、コンテンツの全体的な利用と部分的な利用との調整、コンテンツの経済性と公共性との同時的な調整がなされていないことから派生している。

この著作権問題の課題は、国立国会図書館に納本される蔵書（出版物・電子出版物）によって構築される電子的情報資源の蓄積・利用に伴うサービスに集約的に顕現していよう。そして、その課題解決は、情報の公共圏を形成する電子的情報資源の蓄積・利用に関する著作者、出版者、電子図書館間の権利関係を利用者と関連関係で調整することにある。本稿は、「逆問題」のアプローチから、国立国会図書館における複写サービスから電子図書館における電子的情報資源の合理

的な蓄積・利用に関する著作権問題の課題解決について考察する。

1.1. 電子図書館と電子的蔵書

電子図書館構想 [1] および電子出版物の納本制度の提言 [2] がなされ、電子出版物の納本制度が 2000 年 10 月 1 日に施行され、そして「国際子ども図書館」が 2000 年 5 月 6 日に、2002 年 10 月 7 日には「国立国会図書館関西館（仮称）」が開館する。ここに、電子図書館の実証的な試みが本格的に始められようとしている。なお、関西館は、インターネットを通じて、遠隔地から複写依頼を受け付ける窓口にもなるという。ここで、電子図書館構想が想定する電子図書館の「蔵書」（電子的情報資源を電子図書館の「蔵書」と表記し、その種類は印刷物（国立国会図書館に納本された出版物をいう [3]）、以下、電子的蔵書とよぶ）は、納本された出版物を電子化した資料、電子出版物などが考えられる。

1.2. 著作権法システムにおける著作者・出版者・公共図書館間の相関関係

著作者・出版者と公共図書館とは、わが国の著作権法システムにおいて図 1.1 に示す関係を有する。著作者の権利を規定する著作権制度とは、出版者が設定出版権（著作権法 79 条）によって接点を持ち、公共図書館は著作権の適用除外（同法 31 条）との相補関係があるにすぎない。今日の著作権に関わる問題は、著作権界とその外界との界面に生じている課題といえる。そして、その課題の多くが著作物と出版物との相互関係から派生する法現象といえる。

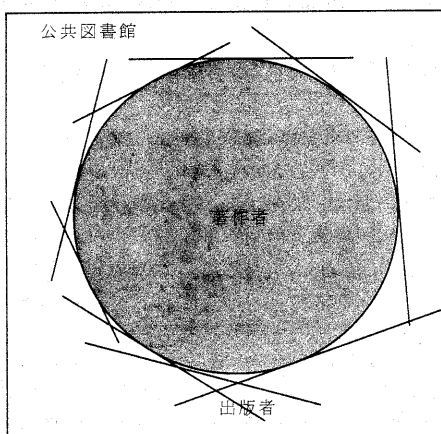


図 1.1 著作権法システムにおける著作者と出版者と公共図書館との権利関係

本稿は、電子図書館における電子的蔵書の形成プロセスを考慮した電子的蔵書の蓄積・利用に関する制度的な対応について考察する。

2. 電子的蔵書の構造—著作物・出版物・電子的情報資源の相関関係—

出版者が著作物の出版を行う著作権法上の権利関係は、わが国の出版者は出版権者として、英米系の出版者は著作権者（copyright holder）に二分される。この関係は、前者は後者より相対的に弱い関係にあるように見える。このとらえ方は、出版物を通して著作物がデジタル化されるときも同様になろう。

ところが、それら性質は、前者が著作権の支分権である複製権の期限付き譲渡、後者が copyright の期限付き譲渡である。少なくとも著作物の出版に限れば、それらの権利の性質に大きな違いはない。そうであるならば、それらの間には合理的に関係づけられよう。わが国の設定出版権に基づく出版物の権利表示として、著作物と出版物との権利関係を比較法的な視点からいえば、© に出版物の発行年とともに著作者と出版者が併記されることに整合性がある [4]。

このような関連を持つ著作物と出版物との構造は、図 1.2 に示す関係にある。すなわち、著作物と出版物は同一ではない。そして、電子的蔵書は、著作物を指すのではなく、コンテンツの健全性の履歴・維持管理がなされた出版物に限りなく漸近した電子的情報資源によって構築されることが適切である。

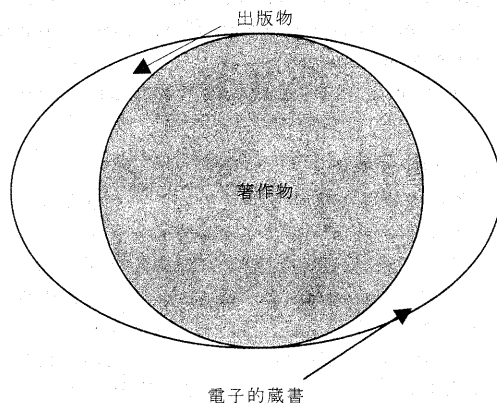


図 1.2 著作物と出版物と電子的蔵書との関係

このとき、著作物、出版物、電子的情報資源のそれぞれの間の権利関係が調整されなければならない。ここで、出版権者と copyright holder との間における権利の行

使において差異がある。すなわち、それは、コピー問題として顕在化している出版物の部分的な利用に関するものである。それらの間に合理的な関係を構築するには、現行著作権法の解釈論では無理がある。

3. 電子的蔵書の合理的な蓄積－出版者と電子図書館との相関関係－

国立国会図書館および公共図書館において借り出されてしまった蔵書（印刷出版物）は、利用者がそれを読みたいと思ってもすぐには読めない場合がある。また、視覚障害者が直接に蔵書の版面から利用するには不便な面が多い。蔵書（出版物）のデジタル化は、そのような不都合な状況を解決する有効な手段である。ただし、そのような情報形態の利用・使用は、出版物の読者への提供が公共図書館の蔵書の閲覧と全く同一の機能であることを明確にする。さらに、それは、国立国会図書館に納本される出版物を対象に蔵書のデジタル化および電子図書館における電子的蔵書が構築されることによって、出版者の社会的機能と電子図書館の社会的機能が同一化することを意味する。

3.1. 国立国会図書館における蔵書のデジタル化

国立国会図書館に納本された出版物（蔵書）であって、すでに著作権の保護が及ばない希少本や劣化の激しい書籍はデジタル化されて保存しておくことは、文化的な点では疑問を挟む余地はない。この先例として、国立国会図書館と丸善が1949年（昭和24年）3月までの社会科学系書籍のデジタル化があげられる。このケースは、書籍の版面を1頁ずつマイクロフィルムに撮影したうえで電子化するものであり、パッケージ系電子出版物として販売されている。これは、蔵書のデジタル化の先例とみなせるものであり、著作権者だけに、デジタル化および電子出版物化の許諾を求めており、電子出版物の納本制度の提言が電子出版物の利用においてとった見解を印刷出版物のデジタル化に対しても適用するものといえる。しかし、それら出版物が市場に置かれて著作物の伝達機能を維持しているならば、また市場に置かれることがたとえないにしても出版物として著作物に対して維持・履歴管理機能が存在しているならば、まずそれらコンテンツを活用する方策をとる方が利用者の利便性からも適切である。このように考えるのは、次のような出版物の制作プロセスの実態があるからである。

第一に、出版物の制作プロセスにおいて、著作物はコード化されている点にある。すなわち、出版者が発行する紙メディアの書籍・ジャーナルは電算写植システム（CTS）やワープロソフトにより入力されており、テキストデータとして保管されている。この情報形態は、文字一つ一つを分離してポイントの大きさや書体

さえも自由に選択でき、自由にレイアウトの変更や内容の変更もできる状態にあることを意味する。ただし、ここには、たとえば、いったん紙に固定され出版された著作物のデジタル化にあたっては、同一性の点で問題の生じる可能性が指摘されている[5]。また、そのコード化された情報は、PageMaker, QuarkExpress, InDesign, または日本語 TeX のページ記述言語により自動的にレイアウトされ、汎用標準マーク付け言語（SGML (Standard Generalized Markup Language) (1986年 ISO8879, 1992年 JIS に採用), HTML (Hyper Text Markup Language), XML (Extensible Markup Language)) により、ディスプレイ画面内に版面形態でアクセスできるものとなる[6]。それは、著作物の出版によって有形的媒体に固定された状態をイメージしてコマンドが付加されたデジタルコンテンツとして保存されることになる。

第二に、そのようなコード化されたテキストデータの時系列的なとらえ方に対して、印刷出版物の版面を擬制した電子的な版面の集積でとらえ方ができるものがある点である。サン・マイクロシステムズ (Sun Microsystems) 社は、プログラミング言語 Java によって TV と同じようにして、コンピュータをネットワークにつなぐ構想をもつ。このとき、パーソナルコンピュータは、ネットワークターミナルになる。このとき、プリンタ出力の標準的なデータ形式である PostScript と HTML の機能をもつ PDF (Portable Document Format) は、ディスプレイ画面上で、目次を見ながら、章だての構造が保存された文献を相互参照させながら表示させることができる。たとえば Adobe Acrobat は、コンピュータの非互換性を一掃して、文献や図版をオリジナルなレイアウトと字体を保持したまま電子的に複製可能にする。すなわち、情報世界にあっても、印刷出版物と同様に版面形式の電子フォーマットが、プラットフォームの種類によらないで、形成されていくことになる。1997年7月よりサービスを開始したエルゼヴィア・サイエンス (Elsevier Science) 社の Science Direct 21 は、1080タイトルの学術ジャーナルを WWW によりフルテキスト情報として提供するものであり、他に学術出版物や学協会の出版物も収録する科学技術分野全般をカバーする電子ジャーナルである。この Science Direct 21 は、HTML で記述されるサマリーとフルテキストをブラウザで表示し、PDF で記述されるフルテキストを Adobe Acrobat Reader で表示・複製できるシステムをもつ。この表示・複製システムは、シュプリンガー (Springer) 社の電子ジャーナル LINK についても同様な形式で利用できる。これは、ディスプレイ画面内において版面形式で表示されるコンテンツを共有する環境を形成しよう。

マルチメディア表現やインターネットの利用に伴って、情報の新たな流通・利用が喧伝されている。そして、国立国会図書館に保管されている蔵書のデジタル化・ネットワーク化は、公共図書館の主要なサービスである閲覧をディスプレイ表示のアクセスと電子的な複製（複写）に置き換える。このように、コンテンツが情報世界で形成されるとき、私的使用が私的目的のための複製に転用されると、著作権の適用除外の規定の法解釈がクリティカルになる。そして、この課題は、出版者と公共図書館との関係において、コピー問題と同様な利害の衝突が繰り返されることになる。ただし、このような課題は、基本的には、印刷出版物の相互関係の上においても本質的な差異はなく、印刷メディアでは、問題が潜在化していたといえる。

3.2. 電子図書館における電子的蔵書

既存の著作物（出版物）が、コード化・デジタル化され、また著作物の一つの複製形態である出版物の一部が電子出版物（CD-ROM (Compact Disc-Read Only Memory), MD (Mini Disc), DVD (Digital Versatile Disc)) のデジタルコンテンツに利用され制作物として形成されていく。さらに、情報ネットワークを利用した出版（送信）や電子出版物のコンテンツの流通・利用へ新しく展開されていくとき、従来の慣行においては隠されてきた障害が表面化し、または調整されてきた[著作者]—[出版者—公共図書館]—[利用者]の間の相互関係に新たに電子図書館の利用システムが付加されることによる混乱が生じている。すなわち、閲覧者（利用者）はコンテンツにアクセスすると、今まで漠然と分けられていた蔵書（出版物）の閲覧という公共性と、出版物の購入に伴う経済性との対立が生じることになる。

国立国会図書館関西館の構想は、端末から書籍や文献の検索ができ、フルテキストが呼び出せるものである。ただし、電子図書館の概念は、国立国会図書館電子図書館構想によれば、国立国会図書館が実現する電子図書館は「図書館が通信ネットワークを介して行う一次情報（資料そのもの）及び二次情報（資料に関する情報）の電子的な提供とそのための基盤」と定義されている。しかし、この定義は、電子図書館がサービスする電子図書館の電子的情報資源の形成過程が明確とはいえない。その「蔵書」の点からいえば、図書館情報大学は、1) 蔵書のすべてのデジタル化、2) 出版者とのリンクの二つの考え方を提示している。いずれにしても、公共図書館が所蔵する出版物（書籍・ジャーナル）をデジタル化し、各個人が家にいながらにして端末によって検索できるシステムが電子図書館サービスの指向する機能といえよう。

現状において、電子図書館の全文データに、たとえ当該大学や研究機関に属する教官の著した出版物であっても加えられるケースは稀である。その原因は、著作者が当該出版物へのアクセスに著作権、著作者人格権と関連づけて制限を加えることが想定され、また出版者が出版物を通しての著作物のデジタル化に対して非協力的であることによる。したがって、そのような状況が続く限り、電子図書館は機能しえない。その障害は、印刷メディアで何らの問題点も意識することなく想定していた既得権が、情報メディアではその関係が反転し、または消滅してしまう法現象で表象されよう。

電子図書館に公共機関の成果物のコンテンツを入れただけでは成り立たないことは、公共図書館を利用したことがあれば自明である。ここに、公共性の実現者として出版者の社会的機能の構造が明らかにされ、著作物のデジタル化が与える課題に対する不適切な対応が足枷となっている状況を改善することが必要である。

電子図書館における電子的情報資源の利用において、次のことが考慮される必要があろう。電子ジャーナルの Springer の LINK および Elsevier Science の Science Direct 21 が、大学図書館との契約により、当該大学の構成員（教員、学生、職員）に限定されて利用されている。この状況は、国立国会図書館においても例外ではない。この利用の仕方と直接関連するものではないにしても、公共図書館における閲覧が有料で提供されると予測する見解と共通する視点があろう。このとき、情報技術の普及は、出版者と公共図書館とが情報サービス提供者として同一性をもつことになる。ここに、営利事業としての出版と文化の振興としての出版との均衡をはかり、公共図書館と協調する利用システムの構築が求められる。

4. 電子的蔵書の利用に関する権利関係—出版者と利用者との相関関係 [7]—

電子的情報資源が著作物と出版物との相互関係をもつ対象から蓄積されるとすれば、その利用にあたっては著作物によって組み立てられてきた関係を再構築する必要がある。

4.1. 電子的蔵書に関する出版者の権利

財産権を創り出せるところはどこでも法システムが金銭的価値 (monetary worth) を生み出していくプロセスに関わっており、著作者にとつての経済的価値 (economic value) は著作権法によって生み出されるという [8]。他方、著作物の経済的価値は、だれでも自由にコピーできる状況では、最小限の金銭的価値しかもたないことになる。ここに、出版者の権利は、デ

ディスプレイ画面に表現 (rendering) されるコンテンツに対するネットワークアクセスと電子的な複製に関する権利 (以下、ディスプレイ複製権とよぶことにする) に位置づけられると考える。なお、この権利の性質は、著作隣接権的な出版者の権利として想定しており、編集された著作物の出版物に与えられる実体的な権利「著作物編集権」の支分権 (複製権) に対応する。

また、アクセスされるコンテンツの電子的な版面は、当然に履歴・維持管理されなければならない。それを遂行する者は、まず出版者が想定できる。その責任のよりどころが、ディスプレイ複製権になる。そのとき、出版者が著作権法上の権利を有しえない、優れた内容でありながら絶版とした出版物や、長期間品切れ状態においている出版物に対しても、コンテンツの電子的な版面にネットワークアクセスし電子的な複製が可能な状態にすれば、ディスプレイ複製権が出版者に著作権の保護期間内において想定しうる。

ところで、貸与権は、著作者の保護期間については死後 50 年 (著作権の保護期間は 70 年、そして 100 年に漸近している (「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる 1993 年 10 月 29 日の理事会指令」 (Council Directive of 29 October 1993 harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights (91/250/EEC)) 1 条(1), (2), 2 条(2), 同指令前文 (11) において、著作権の保護期間は、著作者の死後 70 年または著作物が適法に公衆に提供または提示されたときから 70 年の点において調和されるべきとする。) の許諾権を与えている。一方、著作隣接権者における貸与権は、1 年の許諾権プラス 49 年の報酬請求権という構成をとっている。著作隣接権者の貸与権は、許諾権と報酬請求権が期間を限って性格を変える。したがって、出版者の権利としてのディスプレイ複製権は、そのような許諾権と報酬請求権の二面的な関係を調整することに求められよう。

それは、情報世界における著作物の化体した出版物の版面の利用・使用は、発行日から一定の期間を過ぎた出版物をその部分的な利用 (版面単位) にあわせた複写利用料システムに連動させることである。すなわち、それは、コンテンツの電子的な版面の電子的な複製に関する権利を著作隣接権で、出版権との整合性を加味し、さらに許諾権プラス報酬請求権とすることを想定している。それがディスプレイ複製権であり、たとえば許諾権と報酬請求権の期間の転換点が著作物編集権と連動させた 3 年を条件とする。

4.2. 電子的蔵書に対する利用者の権利

出版物の価格上昇はコピーを恒常化させ、コンピュータ・プログラムの高価格とバージョンアップの過度の繰り返しはダビングを促進させる。それらは、明

らかに著作権 (複製権) 侵害であるが、このような権利侵害は、新たな著作物が文化的所産としての出版物の公共的な利用によって創作されるという観点からいえば、出版物の権利保護とその自由な利用との調和点が見いだされなければならない。

情報共有の概念は、情報世界における前提である。このような環境において、出版物の化体した電子的蔵書の公共的な利用を抑制するためだけに出版者の権利を解釈していくことは、情報世界における情報財の価値を高めることに対して消極的な対応策といえる。ここに、出版物の化体した電子的蔵書の公共的な利用の法技術が必要であり、このためには情報共有財の公共的な利用に対応した権利の創造があつて認知されるものになる。

この権利の性質は、次のような社会環境に連動する。エレクトロニクスやグローバルな情報ネットワークの進展は、自然環境を意識させる [9]。そして、情報財は、環境財の利用権とアナロジーがある [10]。この環境財の利用権は、一種の入会権といえる。

ここで想定する電子的蔵書へのアクセス権としての「コンテンツの電子的な版面を公共的に利用する権利」 (以下、情報利用権とよぶことにする)。この情報利用権の法理は、次の共同利用権 (right of common access) の法理が参考になる。スウェーデンには、森林や湖沼などの自然資源に対し、たとえそれらが私有のものであつても、自由に利用できる共同利用権が慣習的な規律としてある。そして、自然保全法 (Nature Conservation Act (1964)) は、共同利用権に従つて、すべての人に公開されることを認めている。ただし、当然、所有者 (owner) または占有者 (occupant) に損害を与え、権利侵害をしないことを条件とする。

情報利用権は、情報世界で形成されるコンテンツの公共的な利用を明確にするための権利の創造になる。この権利は、必ずしも実定法上の権利でなくてもよい。これは、わが国において、知る権利および環境権が明記される必要性はあるものの、情報公開法および環境基本法で規定されていない状況を想起すればよい。そして、情報利用権を創造することは、創作物に知的財産権があると信ずるのと同じ程度の思考の飛躍にすぎないものといえよう。

4.3. 電子的蔵書の合理的な利用関係

情報技術の発達・普及に伴う著作物等の図書館等における利用に関しては、著作権法の適用除外の拡大による要請があろう。本稿では、その傾向に対して、出版物の経済性と公共性との均衡の中に合理的な利用関係を構築することに重点をおく施策を求めるべきであるとするものである。それは、電子図書館の電子的蔵書として、納本された静的な出版物ではなく、コンテ

ンツの健全性の維持・履歴管理が加えられた動的な出版物のコンテンツに対する利用システムによるべきであると考えるからである。

このとき、現実世界における出版物の私的利用と公共図書館での閲覧・借出しは、コンテンツの公共的な利用に関するディスプレイ複製権と情報利用権の相互関係に置き換えて調整される。ただし、この相互関係は、現実世界で機能している著作権の機能に代替するものではなく、情報世界における相互関係として共在的に付加されるものとする。

ディスプレイ複製権と情報利用権との相互関係は、利用者がコンテンツの電子的な版面に関するディスプレイ複製権に対して複写利用料を支払い、出版者は健全性が保持されたコンテンツに情報利用権によりネットワークアクセスし電子的な複製ができるように整備することによって実現する。ここで、コンテンツの複写利用料は、著作権等管理事業法で規定される事業者等による複写利用料システムにおいて処理され、アクセスの頻度に連動した基準によるのが合理的と解する。

5. 電子的蔵書の合理的な蓄積・利用システム

文化審議会著作権分科会情報小委員会の「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」により検討されている中で、著作権法の適用除外の範囲の拡大の必要性について議論されるものがある。この課題解決は、適用除外の拡大によるのではなく、コンテンツの保有者による部分的な利用に対応した別なシステムによるのが合理的であるとする。

電子的蔵書の利用を充実させていくためには、納本の対象がネットワーク系電子出版物も合理的に蓄積されることにある。このとき、印刷出版物・パッケージ系電子出版物からネットワーク系電子出版物までの電子的情報資源が蓄積・利用される環境は、情報技術活用型の電子出版でデザインされる Web コンテンツ（ネットワーク系電子出版物）からシームレスにかつフレキシブルに編集された情報メディアのパッケージ系電子出版物、印刷メディアのオンデマンド出版までを含む印刷出版物によって形成される電子出版システムの機能と同一性を有しよう。

この制作者による電子出版システムは、デジタルコンテンツの制作・流通・利用システムの構築にほかならない。この検討は、メディア教育開発センターの「国際的通用性の高い先進リソースとその流通方略の研究開発」（2001年から2005年までのプロジェクト）の中の「デジタルコンテンツの蓄積・流通・利用を促進する方略の研究開発」（2002年から2004年までのサブプロジェクト）の「学習デジタルコンテンツ蓄積・流通システムの研究開発」と「著作権処理自動ネゴシエーショ

ンシステムの研究開発」における二つのテーマからなる。この中の著作権処理に対しては、「順問題」としての著作権問題からのアプローチが必要になる。

上で考察した電子的蔵書の合理的な蓄積と利用の構築は、著作権問題の今日的な課題のブレイクスルーを与える。なぜならば、情報世界と現実世界との界面で生じるコンテンツの電子的な複製に関するルールの整備になり、コンテンツの全体的な利用と部分的な利用との調整になり、コンテンツの経済性と公共性との同時的な調整になるからである。この課題解決は、デジタルコンテンツの制作・流通・利用を促進するための多様な権利関係を提供する「順問題」としての著作権問題の始点を与えるものになる。このときの制度的な対応として必要になるのが、上で検討した電子的蔵書のコンテンツの健全性の維持・履歴管理を経済性と公共性との均衡から保証するうえの出版者の権利の確立であり、これは著作隣接権者、すなわち制作者の権利の性質を明確にする。

文 献

- [1] 国立国会図書館電子図書館推進会議、知識・情報・文化の新しい基盤の構築をめざして—自由で創造的な情報社会のために—, Feb.1998.
- [2] 納本制度調査会、中間答申—電子的な媒体の出版物の納入に関する制度及び運用の在り方について—, May.1998. 納本制度調査会、答申—21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—, Feb.1999.
- [3] 国立国会図書館、国立国会図書館電子図書館構想, p.5, May 1998.
- [4] 児玉晴男, “複製権と©—著作物の情報ネットワーク流通のプロトコル—”, (社)電子情報通信学会第4回「電子情報通信技術と知的財産権」研究会, Oct.1995. 児玉晴男, “出版とデータベースから見たマルチメディアと知的財産権”, bit, vol.27, no.2, pp.71-78, 共立出版, 東京, 1995.
- [5] 半田正夫, “マスコミと著作権”, コピライト, vol.39, no.459, p.20, June 1999.
- [6] 石塚英弘, “電子出版—その概念と技術—”, 電子情報通信学会誌, vol.78, no. 9, pp.891-898, 1995. 石塚英弘, 根岸正光, “情報システム基盤技術としてのSGML—文書データベースからWWWそしてCALSまで—”, 情報処理, vol.37, no.3, pp.207-212, 1996.
- [7] 児玉晴男, “著作物のデジタル化・ネットワーク化に伴う著作権法の課題—情報サービス提供者としての出版者の権利と義務—”, 紋谷教授還暦記念論文集 知的財産権法の現代的課題, pp.529-547, 発明協会, 東京, March 1998.
- [8] C. D. Stones, “Should Trees Have Standing?: Toward Legal Rights for Natural Objects,” 45 S. Cal. L. Rev. 450, p. 476, 1972.
- [9] M. McLuhan, 森常治訳, グーテンベルグの銀河系—活字人間の形成—, みすず書房, 東京, pp. 401-424, 1986.
- [10] 公文俊平, 情報文明論, NTT出版, 東京, p.133, 1994.